

保健福祉事務所(動物愛護センター支所)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21120a/>



県内6カ所の保健福祉事務所において、食品営業施設の営業許可や監視指導、食中毒予防等の食の安全確保の業務を行います。会津、相双の保健福祉事務所では動物愛護センター支所の業務を兼務しており、地域における動物愛護管理業務を行っています。

動物愛護センター

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21621a/>



犬猫に関する相談・引取り・譲渡、しつけ方・飼育方講習、ペットショップ等への指導・監視、小学校への獣医師派遣事業など、人と動物が共生する社会を実現するため、動物による危害防止や動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を行っています。

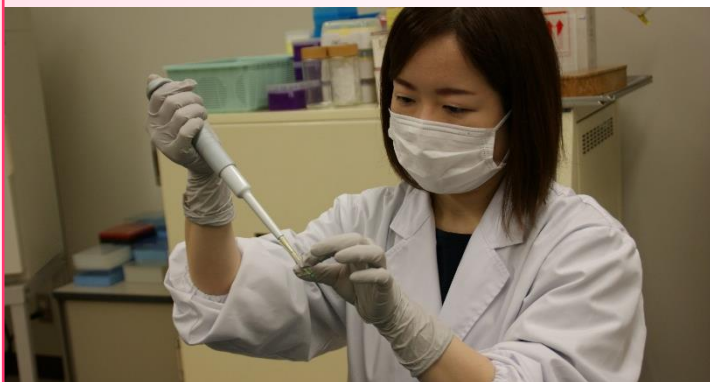
福島県獣医師の仕事

暮らしの安全・安心を守る公衆衛生

福島県
保健福祉部

食肉衛生検査所

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21610a/>



食鳥肉による食品衛生上の危害発生を防止するため、大規模食鳥処理場において、食鳥検査及び衛生的な食鳥処理の指導を行っています。また、現場検査により廃棄処分した検体について精密検査(病理検査、微生物検査)を実施し、疾病等の診断を行います。

県庁保健福祉部 食品生活衛生課

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/>



県における食品、食肉衛生や動物愛護管理に関する施策を企画・立案し、食肉衛生検査所や動物愛護センターによる各種事業の進行管理を行うとともに、その事業を遂行するために必要な予算編成業務を行います。

福島県保健福祉部において、公衆衛生行政に携わる獣医師は、「社会生活を守り、公衆衛生行政に携わる獣医師は、「社会生活を守ること、市民の生活の安全・安心の確保や質の向上を図るため、食品・食肉の安全確保、狂犬病予防等の動物由来感染症のまん延防止、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発などの業務を担っています。

いずれの業務においても、獣医師が有する専門の知識を必要とすることから、公衆衛生獣医師の果たす役割や責任は非常に大きく、同時に、やりがいのある業務でもあります。

是非一緒に、福島県職員として社会を守っていきましょう！！

【お問い合わせ先】

福島県保健福祉部食品生活衛生課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-7245 Fax：024-521-7925

E-mail: shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp

